

2022年度

# 活動報告書

2023年3月

EROPA地方行政センター  
(総務省自治大学校内)



# 目 次

I	2022年度の活動報告.....	1
1	オンライン EROPA 会議への参加.....	3
2	地方自治研修の実施.....	5
3	コンパラティブスタディの編集.....	6
4	自治大 学校視察.....	7
5	地方自治テキスト（英）.....	7

## 資 料

1	EROPA 地方行政センター活動報告.....	10
2	分科会での発表.....	16

「Effect of affect and cognition toward benefits on public acceptance

The case of high-level waste disposal sites in Japan 」.....	17
---	----

法政大学准教授 林 嶺那

II	EROPA の概要.....	27
----	----------------	----

III	EROPA 憲章及び同施行規則.....	39
-----	----------------------	----

# **I 2022年度の活動報告**



## 1 オンラインによるEROPA会議

2022年のEROPA会議は、「Governance and Public Administration in COVID-19 Pandemic : Learning, Innovations, and Reforms in Managing Global Changes」（コロナ渦におけるガバナンスと行政：グローバルに対処するための学習、革新、改革）をテーマとして、令和4年9月13日から15日までの3日間、ネパール主催による会議がオンラインで開催された。国家代表である滝川伸輔自治大学校長をはじめ、地方行政センター特別顧問である中邨章明治大学名誉教授、顧問である縣公一郎早稲田大学教授、高田寛文政策研究大学院大学副学長・教授、菊地端夫明治大学教授など、日本からは以下の13名が参加した。

		出席者	役割等
（EROPA センター）	自治大学 校職員	滝川 伸輔 校長	国家代表
		加藤 悠介 研究部長	
		後藤 知穂 研究部員	
	地方行政 センター 顧問等	中邨 章 明治大学名誉教授	センター特別顧問
		縣 公一郎 早稲田大学教授	センター顧問
		高田 寛文 政策研究大学院大学 副学長・教授	センター顧問
		菊地 端夫 明治大学教授	センター顧問 Future Plan and Program Committee 委員長
JIAM	植松 浩二 学長	団体会員	
シンガポール CLAIR	櫻井 泰典 所長	団体会員代表	
	木村 華奈子 所長補佐		
	He Tingshan 調査員		
論文 発表 奨励 金 対象 者 対	林 嶺那 法政大学法学部 准教授	研究報告	
	上子 秋生 立命館大学教授	個人会員代表	

平成26年度より、本センターは、EROPA会議でわが国の地方自治に関する論文発表を行う若手日本人研究者に対し奨励金を助成する「EROPA会議論文発表者奨励金」制度を実施

している。今年度は林嶺那法政大学法学部准教授に奨励金を助成した。

#### < 1 日目 >

1 日目の 9 月 13 日は、15 時 00 分から第 67 回執行理事会が開催され、Dr. Alex Brillantes 事務総長による EROPA 活動報告（特別プロジェクトの報告を含む）、各専門センターからの活動報告、ARPA（EROPA の機関誌）編集委員会の Dr. Edna Estifania A. Co 共同編集者による活動報告が行われた。また、菊地端夫未来計画委員会（Future Plan and Program Committee）委員長により、会員の承認プロセスの迅速化、執行理事会の開催手続の柔軟化などの内容を含む EROPA 憲章施行規則の改正が提案され、その方向性が了承された。

当会議において、滝川校長は、EROPA 地方行政センターの活動報告を行い、JICA と共催で実施している「地方自治研修」や EROPA 加盟国の研究者による行政に関する比較論文集「コンパラティブスタディ」について報告した（後述）。

#### < 2 日目から 4 日目 >

2 日目の 9 月 14 日午前の開会式では、はじめに、ネパールの Ministry of Federal Affairs and General Administration の大臣、事務総長等による開会挨拶があった。

同日午後から 15 日午前にかけては、サブテーマ毎に分科会が開催され発表が行われた。日本人発表者と発表内容は以下のとおりである。

##### 1) 林嶺那法政大学法学部准教授（前述「EROPA 会議論文発表者奨励金の助成対象」）

「Effect of affect and cognition toward benefits on public acceptance  
The case of high-level waste disposal sites in Japan」

##### 2) 菊地端夫明治大学教授

「Trailblazing the Directions of PA Education: A Discussion on the Current State and Futures of PA Education in Asia Pacific」

##### 3) 上子立命館大学教授

「The Necessity of Administrative Democracy and its Validity Measured by the Indices of Inherent Scale of Democracy」

15 日午後の閉会式では、Mr. Baburam Bhul（ネパール）の「Reforming the Governance and Public Administration in Nepal」、Dr. Maria Lourdes G. Rebullida and Prof. Matthew Manuelito S. Miranda（フィリピン）の「Enhancing Bureaucracy's Capacity for the UN SDGs Implementation, Monitoring, and Reporting: The Philippine Context」がベストペーパーに選ばれた。そして、令和 5 年度の会議開催国であるベトナムによる次回開催テーマ「The Role of Public Governance in Socio-Economic Recovery and Development」等のアナウンスが行われた。

## 2 地方自治研修の実施

本研修は、EROPA 諸国を中心とした国々の地方行政の水準の向上に資するため、EROPA の要請に基づき、国際協力機構（JICA）と共催で実施しているものである。開発途上国から地方自治関係の業務に携わる公務員を研修員として受け入れ、自治大学校における講義や地方公共団体での実地研修等を行っており、令和4年度で57回目を数えた。

毎年15名程度の研修員を受け入れており、受入人数は昭和39年10月のEROPA 地方行政センターの発足と同時に実施された第1回以来、通算66か国654名に達している。

カリキュラム上、例年実地研修の場合、前半に地方行政制度等の講義、後半に論文作成指導や地方公共団体での実地研修を配置しており、講師は各分野に精通した大学教授等に依頼している。講義や視察以外のスケジュールとしては、研修始めの「開講式」、「インセプションレポート発表会」、研修中盤の「ふりかえりディスカッション」（復習セッション）、研修最後の「パースペクティブレポート発表会」、「閉講式」をそれぞれ実施している。なお、インセプションレポートとは、研修生の所属団体が直面している行政課題についての分析と、それに対する自国の取組をまとめたレポートで、研修開始前に提出するレポートである。一方、パースペクティブレポートは、研修の成果物として、日本の地方制度と各研修生の母国の制度を比較し、自国の行政課題の解決に向けた提案をするものである。

令和4年度は、10月17日から10月27日までの約2週間、7か国9名（アジア2名、アフリカ7名）の研修員に対してオンライン研修を実施した。研修は地方行政制度等の基礎科目の他、協働、NPM、汚職防止、ICTと自治体、健康、保険医療、福祉、危機管理の講義を行った。また、11月には、千葉市及び延岡市をオンラインで視察した。これらの効果を踏まえて1月にはパースペクティブレポート発表を行った。

### 令和4年度「地方自治研修」カリキュラム

週	日付	曜	17:00-18:10 18:20-19:30	講師
1	10/17	月	Briefing / Inception Report Presentation	中邨先生、佐々木先生
	10/18	火	日本の政治と行政	中邨先生
	10/19	水	協働と市民社会	個人情報保護委員会事務局 小川様
	10/20	木	健康、保険医療、福祉	横浜国立大学 小池先生
	10/21	金		
	10/22	土		
	10/23	日		
2	10/24	月	地方公務員制度、人材育成	早稲田大学 稲継先生
	10/25	火	危機管理	常盤大学 佐々木先生
	10/26	水	NPM、汚職防止、ICTと自治体	明治大学 菊地先生
	10/27	木	地方税財政制度	立命館大学 上子先生
	10/28	金		
	10/29	土		
	10/30	日		



### 3 コンパラティブスタディの編集

EROPA 加盟国等の研究者による、地方行政に関する英語の比較論文集。昭和 56 年の総会決議を踏まえ、アジア・太平洋地域の地方行政の比較研究の促進を目的として、昭和 59 年（1984 年）以来、2 年～3 年に 1 度作成、刊行されており、EROPA 加盟国、国内 EROPA 会員、総務省、関係団体、地方公共団体、研究者等に配布している。

中邨章明治大学名誉教授、縣公一郎早稲田大学教授、高田寛文政策研究大学院大学副学長・教授、小池治横浜国立大学大学院教授、菊地端夫明治大学教授を編集委員として、令和 2 年 6 月に第 13 巻（テーマ：進展する技術革新と世界化する不確実性時代の地方行政）を発刊した。

#### <過去の発刊実績>

- 第 1 巻 「アジア太平洋諸国の地方行政」（昭和 59 年度）  
「The Local Public Administration in Asian and Pacific Countries」
- 第 2 巻 「公務員研修制度」（昭和 61 年度）  
「The Training System in the Public Service」
- 第 3 巻 「人口減少地域の振興における地方政府の役割」（平成 2 年度）  
「The Role of Local Government in the Development of Depopulated Rural Areas」
- 第 4 巻 「地方行政における住民、民間団体、公共団体の役割」（平成 4 年度）  
「The Role of Residents, Non-governmental Organizations and Quasi-public Agencies in Local Government」
- 第 5 巻 「行政における人材開発」（平成 6 年度）  
「Human Resource Development in Public Administration」
- 第 6 巻 「行政改革：地方行政における新たな概念と実践」（平成 10 年度）  
「Reforming Government: New Concepts and Practices in Local Public Administration」
- 第 7 巻 「地方の統括と国家の発展」（平成 13 年度）  
「Local Governance and National Development」
- 第 8 巻 「行政改革・政策転換・NPM ～アジア・太平洋地域を展望して～」（平成 16 年度）  
「Public Reform, Policy Change, and New Public Management: From the Asia and Pacific Perspective」
- 第 9 巻 「市民社会と地方自治」（平成 18 年度）  
「Civil Society and Local Governance」
- 第 10 巻 「ストレス下のローカルガバナンス：財政削減と拡大する政府への公的要求」（平成 21 年度）  
「Local governance under stress: Fiscal Retrenchment and Expanding Public Demands on Government」
- 第 11 巻 「地方分権時代における総合的な人材育成」（平成 24 年度）  
「Integrated Human Capacity Building In the Age of Decentralization」
- 第 12 巻 「地方自治体の発展によるガバナンスの質の強化：制度化、能力開発、政府間関係」（平成 27 年度）  
「Enhancing the Quality of Local Governance: Institutionalization, Capacity Building and Inter-Governmental Relations」
- 第 13 巻 「進展する技術革新と世界化する不確実性の地方行政」（令和 2 年度）  
「Local Governance in the Age of technology Transformation and Global Uncertainty」

## 4 自治大学校視察

自治大学校では上記2の地方自治研修のほか、随時海外の公務員や研究者等を受け入れて半日又は1日の研修を実施している。平成30年度は3件計43名、令和元年度は7件計74名、(フィリピン、マレーシア、ベトナム、ネパール、バングラディシュ、ミャンマー、キルギス、中国)、令和4年度は1件、8名(フィリピン、ネパール、カンボジア、ベトナム)を受け入れている。

## 5 地方自治テキスト(英)

「地方自治テキスト」とは、「地方自治研修」に合わせて毎年作成している日本の地方自治に関する英語教材で、「地方行政制度」、「地方公務員制度」、「選挙制度」、「地方財政制度」、「地方公営企業制度」及び「地方税制度」がある。

# 資料

- 1 EROPA 地方行政センター活動報告・・・・・・・・・・・・・・・・ 10  
自治大学校長 滝川 伸輔
  
- 2 「Effect of affect and cognition toward benefits on public acceptance  
The case of high-level waste disposal sites in Japan」・・・・・・・・ 18  
法政大学准教授 林嶺那



## 1 EROPA 地方行政センター活動報告

自治大学校長 滝川 伸輔



**The Annual Report of EROPA Local Government Center**  
by  
**Mr. Takigawa Shinsuke**  
**President of Local Autonomy College**  
**Ministry of Internal Affairs and Communications**  
**Government of Japan**

EROPA Local Government Center was established in Tokyo, Japan, in response to the request from EROPA. The center has been conducting the following programs.

**1) International training program**

- Theme “Local Governance”
- Designed for overseas local and central government officials engaged in local governance
- Lectures are given by university professors and high-ranking central government officials
  - Local Government System
  - Local Tax and Finance System
  - Local Public Employee System
- Including study visits to different levels of local governments and an opinion exchange with an executive official of Ministry of Internal Affairs and Communications
- The center has been conducting the program for the past 56 years since its establishment
  - \*645 participants from 66 countries and regions (254 are from EROPA member states)

- The training in FY 2021 was implemented in November online.
- The training in FY 2022 is also scheduled for this November online.

## 2) Half-day program to international visitors

- Comprised of a lecture and a facility tour
- Aiming to deepen understanding of Japan's local government systems and local government personnel training systems.
- 74 participants from 4 countries in FY2020 (01 July 2019 to 30 June 2020)

## 3) Publication project

- “*Comparative Studies of Public Administration*”
- A collection of papers written by experts mainly from EROPA member states in the context of local government and governance.
- Publishing since 1984
- The latest Vol.13 was published in June 2020.

### <Past Issues Published>

- |             |   |
|-------------|---|
| Issue No. 1 | The Local Public Administration in Asian and Pacific Countries (FY1984)             |
| Issue No. 2 | The Training System in the Public Service (FY1986)                                  |
| Issue No. 3 | The Role of Local Government in the Development of Depopulated Rural Areas (FY1990) |
| Issue No. 4 | The Role of Residents, Non-governmental Organizations and                           |



Quasi-public Agencies in Local Government (FY1992)

- Issue No. 5 Human Resource Development in Public Administration (FY1994)
- Issue No. 6 Reforming Government: New Concepts and Practices in Local Public Administration (FY1998)
- Issue No. 7 Local Governance and National Development (FY2001)
- Issue No. 8 Public Reform, Policy Change, and New Public Management: From the Asia and Pacific Perspective (FY2004)
- Issue No. 9 Civil Society and Local Governance (FY2006)
- Issue No. 10 Local governance under stress: Fiscal Retrenchment and Expanding Public Demands on Government (FY2009)
- Issue No. 11 Integrated Human Capacity Building In the Age of Decentralization (FY2012)
- Issue No. 12 Enhancing the Quality of Local Governance: Institutionalization, Capacity Building and Inter-Governmental Relations (FY2015)
- Issue No.13 Local Governance in the Age of technological Transformation and Global Uncertainty



## 2 分科会での発表



「Effect of affect and cognition toward benefits on public acceptance  
The case of high-level waste disposal sites in Japan」

法政大学法学部准教授 林嶺那



# Effect of affect and cognition toward benefits on public acceptance The case of high-level waste disposal sites in Japan

Reona Hayashi (Hosei University, Japan)

EROPA 2022

Sep. 15th, 2022

reona@hosei.ac.jp

## Summary

**Objective:** Test the hypotheses based on the serial dual-process model on public acceptance of NIMBY (not-in-my-backyard) facilities

1st: **affectional** judgment -> 2nd: **cognitional** judgment

- **Setting**

High-level disposal sites in Japan

**Study 1 for verification of the model**

**Data:** 1194 participants in Japan

**Method:** OLS and Tobit model

**Results:** Support for the model



**Study 2 for the boundary conditions of the model**

**Data:** 900 from rural areas and 900 from urban areas in Japan

**Method:** Quantile regression

**Results:** 1) The model is **valid both in rural and urban areas**

2) The model is **supported only on people with no strong-supportive attitudes**

# Outline

1. Introduction
2. Theoretical Framework
3. High-Level Waste Disposal Site in Japan
4. Study 1
5. Study 2
6. Discussion and Conclusion

## 1. Introduction

What are **NIMBY facilities**?

**Necessary for society**, but imposing **imbalance burdens on local people** around the facility (Dear 1992; van der Horst 2007)

⇒ **Providing benefits** is the primary method to redress the burdens and gain support from the local people (De Borger & Proost 2010)

**Cognitive judgment** based on **benefits and costs** related to NIMBY facilities



# 1. Introduction

However, **providing benefits does not necessarily work**

Recent studies paying attention to people's **affective judgment** (Perlaviciute et al. 2018)

Negative affect (e.g. anger, fear, shame) reduce supportive attitudes (Taufik et al. 2016)

⇒ **How are the affective process and the cognitive process connected** when people judge the acceptance of NIMBY facilities?

We theorize **the serial dual-process model** (1st: **affective**, 2nd: **cognitive judgment**), testing the model using a case of **the high-level radioactive waste (HLW) disposal site** in Japan

## 2. Theoretical Framework

- **The serial dual-process model**

**Dual process theory** (Bargh 1984; Slovic et al. 2005) assumes

- 1) **affective**, unconscious, and quicker response
- 2) **cognitive**, conscious, and deliberate evaluation

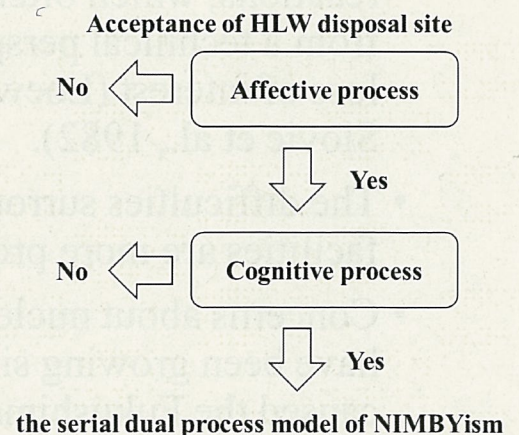
⇒ Recent studies suggest **the serial dual-process model** (Haidt 2001; Lerner et al. 2015)

**affective judgments precede cognitive judgments**

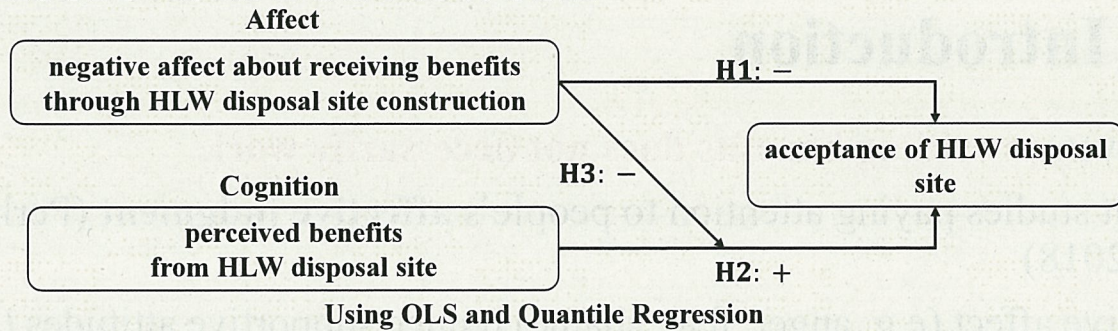
- The role of the affective judgment as a precedent process becomes even greater as issues of concern are complex and evoke emotions (Shiv & Fedorikhin 1999)

Making a decision about the acceptance of NIMBY facilities is complex and tends to arouse emotional reactions.

⇒ **The serial dual-process model will be valid**



## 2. Theoretical Framework



**Study 1** for verification of the model using OLS

**Study 2** for the boundary conditions of the model using data from rural and urban areas with quantile regression

- 1) For rural people, the affective judgment plays a more dominant role than for urban people.
- 2) For those with opposition toward the acceptance of HLW disposal sites, the affective judgment plays a more dominant than for those with supportive attitudes regarding the acceptance of HLW disposal sites.

## 3. High-Level Waste Disposal Site in Japan

- The controversies on the siting of HLW tend to provoke strong reactions, which often complicate and hinder discussions on safety from a technical perspective and cognitive evaluations on gain and loss of interest (Loewenstein et al., 2001; P. Slovic et al., 1991; Paul Slovic et al., 1982).
- The difficulties surrounding the construction of HLW disposal facilities are more prominent in Japan.
- Concerns about nuclear-related facilities, including HLW disposal site, have been growing since the Great East Japan Earthquake which caused the Fukushima nuclear disaster.

# 4. Study 1

Dependent variable: "acceptance of HLW"  
 asking respondents if they would be willing to accept an HLW final disposal site in your town, using a 5 Likert scale, from 1 "absolutely not willing to accept" to 5 "Willing to accept."

## Data

1194 Japanese participants through an online survey

Independent variable  
 "Negative affect" is a feeling of hesitation, guilt, and shame toward accepting money, respectively measuring 4 Likert scale from 1 "don't feel at all" to 4 "feel strongly."  
 "Perceived benefits" using 4-Likert scale from 1 "agree" to 4 "disagree" about the gains brought about for the community, respectively by subsidies and operation of the facilities.

	Mean	SD	MIN	MAX	N	Cronbach's alpha
acceptance of HLW	2.19	1.11	1	5	1194	—
negative affect	8.02	2.60	3	12	1194	0.88
perceived benefits	4.60	1.44	2	8	1194	0.81
sex	0.37	0.48	0	1	1194	—
age	51.42	11.47	20	69	1194	—
marriage	0.73	0.44	0	1	1194	—
trust in scientists	2.72	0.63	1	4	1194	—
risk of accidents	38.9	29.3	0	100	1194	—

## Method

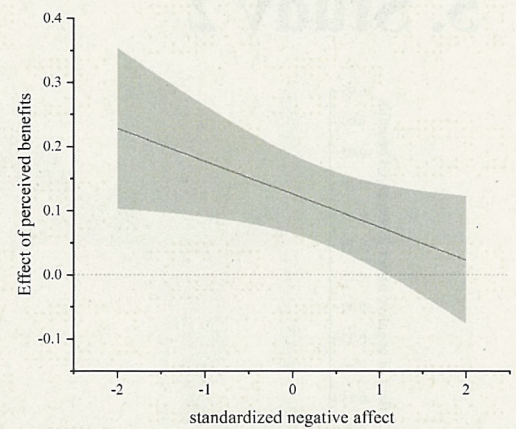
OLS, Tobit

In estimation, all dependent and independent variables are standardized, mean = 0 and SD = 1

# 4. Study 1

	OLS		Tobit model	
	(1)	(2)	(3)	(4)
negative affect	-0.22*** (0.02)	-0.24*** (0.02)	-0.24*** (0.03)	-0.19*** (0.03)
perceived benefits	0.35*** (0.02)	0.35*** (0.02)	0.33*** (0.03)	0.27*** (0.03)
negative affect X perceived benefits		-0.13*** (0.02)		-0.15*** (0.02)
female	-0.14*** (0.04)	-0.09* (0.04)	-0.15** (0.05)	-0.12* (0.05)
age	-0.004** (0.002)	-0.005** (0.002)	0.001 (0.002)	0.001 (0.002)
marriage	-0.09* (0.04)	-0.09* (0.04)	-0.10 (0.05)	-0.10 (0.05)
trust in scientists	-0.005 (0.04)	-0.004 (0.04)	-0.02 (0.04)	-0.01 (0.04)
risk of accidents	-0.003*** (0.001)	-0.003*** (0.001)	-0.003** (0.001)	-0.003*** (0.001)
constant	-0.45*** (0.13)	-0.47*** (0.13)	-0.48** (0.18)	-0.40* (0.17)
R <sup>2</sup>	1194	1194	1194	1194
Number of observations	0.43	0.44	0.26	0.28

Note. Standard errors are in parentheses. \*p < .05; \*\*p < .01; \*\*\*p < .001 (two-tailed)



Note. The solid line is estimates of the perceived benefits' effect on the acceptance for the construction of HLW site. The grey area represents 95 percent confidence intervals.

### Supporting the model

The larger the negative affect, the smaller the effect of perceived benefits on the acceptance.

In particular, the effect of perceived benefits becomes insignificant when the negative affect is larger than 1 SD above the mean.

# 5. Study 2

## Data

1800 Japanese participants (900 each from rural and urban areas)

## Measurement

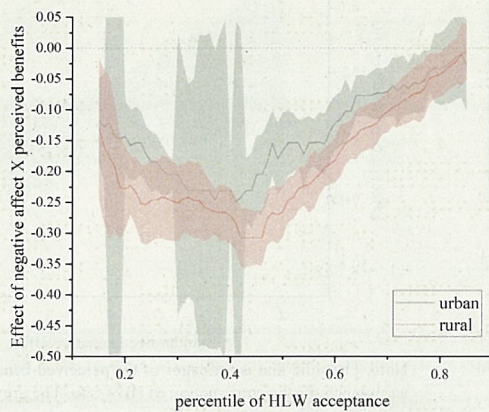
Using the same items except for the scale of “acceptance of HLW” using 10-point scale different from Study 2 in which using 4 Likert scale.

## Method

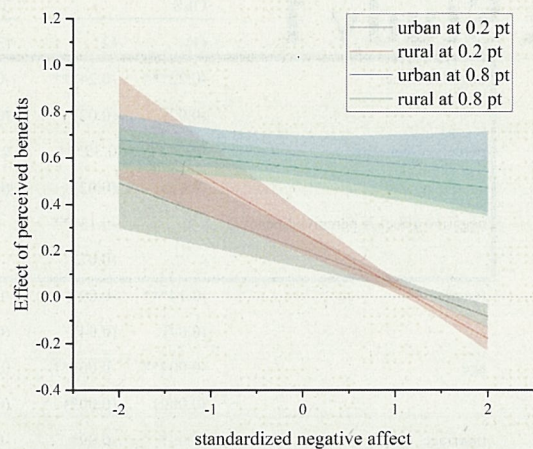
Quantile regression considering heterogeneity

	Mean	SD	N	Cronbach's alpha
acceptance of HLW	3.55	2.43	1800	—
negative affect	7.85	2.74	1800	0.88
perceived benefits	4.62	1.64	1800	0.88
female	0.41	0.49	1800	—
age	51.6	13.0	1800	—
marriage	0.64	0.48	1800	—
trust in scientists	3.08	0.81	1800	—
risk of accidents	32.71	30.38	1800	—

# 5. Study 2



- Difference between rural and urban people is small and not significant



- The effect of perceived benefits is smaller in the sample with lower acceptance attitudes as negative affect is stronger.
- On the other hand, those who show positive acceptance attitudes are almost independent of negative affect, indicating that acceptance increases as perceived benefits increase.

## **6. Conclusion**

### **Findings**

- We theorized the serial dual-process model.
- The model is valid in general from Study 1.
- From Study 2, the model works both in rural and urban areas, and is valid especially when the acceptance attitude is negative.

### **Limitations**

Further international comparisons and investigation on differences between policy areas are needed.

## 6. Conclusion

### Findings

- We identified the serial dual-process model
- The model is valid in general from Study 1
- From Study 2, the model works both in rural and urban areas, and is valid especially when the acceptance attitude is negative.

### Limitations

Further international comparisons and investigation on differences between policy areas are needed.

## Ⅱ EROPA の概要





# EROPA の概要

## 1 EROPA の性格

### 名 称

EROPA (Eastern Regional Organization for Public Administration, 行政に関するアジア・太平洋地域機関)

### 性 格

アジア・太平洋地域の経済・社会発展の促進に資するため、その行政的側面の向上を図ることを目的とする非政府間国際組織

### 設 立

1960 年（昭和 35 年）12 月

### 地域的範囲

憲章上は、EROPA 地域 (EROPA region) という表現が用いられている。

実際に加盟している国家会員の状況からみれば、単にアジア・極東地域にとどまらず、中近東地域にまで及んでいる。

### 活動領域

- (1) 活動の重点は、アジア・太平洋地域の諸国が、実際の行政について自主的かつ相互に研究を行うことに置かれている。
- (2) EROPA 憲章は、「EROPA の一般目的」として、以下のとおり規定している (第 4 条)。
  - ① より高度な行政サービスを提供するために、一層効果的な行政制度及び行政運営の実施を促進すること
  - ② 効果的・効率的な行政の重要性と価値についての認識を高めること
  - ③ 行政に関する研究を促進・発展させること
  - ④ 行政に関心のある組織及び個人に対し、協力、連絡、理解の促進を図ること
  - ⑤ 特に上級及び中級管理者層のリーダーシップ及び管理能力の向上を図ること
- (3) 創設時において、基本的認識として以下のことが強調された。

「アジア発展途上国の発展及びその地域の急速な経済的社会的発展は、行政に関するすぐれた知識及び運営を習得することなしには達成できない。」

## 2 EROPA 発足の経緯

### (1) EROPA 創設の提唱

フィリピン大学行政学院長ラモス氏は、アジア地域行政会議の開催を提唱、昭和 30 年ごろからフィリピン国内での支持を確立した上、各国を歴訪し、特にベトナム大統領の強い支持を得ることに成功した。日本に対しては、昭和 32 年に、ベトナム政府及びフィリピン政府から参加について働き掛けがあった。

その趣旨は、以下のようなものであった。

- ① アジア諸国は、ほとんどが第 2 次大戦後独立してまだ日が浅い国々である。
- ② この地域の経済・社会の安定・発展を進めていくためには、それを担う公務員の能力の向上と効率的な行政組織の運営が喫緊の課題である。
- ③ 共通の風土、共通の政治・社会・経済基盤を有するアジア地域に共同の行政研究組織を設け、相互に経験と情報を交換し、協同して成果を求めることには、大きな意義がある。

### (2) サイゴン予備会議の開催(昭和 33 年 2 月)

アジア地域行政会議の目的と運営について検討するため、ベトナム政府の主催により開催された。

参加国は、以下のとおりである(11 か国)。

日本、オーストラリア、中華民国、インド、大韓民国、ラオス、マレーシア、フィリピン、タイ、ベトナム(以上、政府代表)、インドネシア、国連技術援助局、アジア財団(以上、オブザーバー)

### (3) 行政に関する第 1 回地域会議の開催(昭和 33 年 6 月)

マニラ市及びバギオ市において開催された。参加国は、以下のとおりである(12 か国)。

日本、大韓民国、オーストラリア、中華民国、インド、フィリピン、ベトナム(以上、政府代表)、インドネシア(公式オブザーバー)、香港、ニュージーランド、シンガポール(以上、学会又は大学代表)、パキスタン(私的オブザーバー)

本会議で決定された主な事項は、以下のとおりである。

- ① 正式名称(現行名称に同じ)の決定  
具体的に地域を規定せず、アジア、極東及び南太平洋地域を広く指すよう配意された。
- ② 憲章の採択  
トン博士(ベトナム、行政学院長・国会副議長)によって作成された憲章原案が採択された。
- ③ 憲章発効要件(EROPA 正式成立要件)の決定  
本会議正式参加国の半数以上(5 か国以上)が国家会員として加盟したときとされた。
- ④ 暫定理事会の設置の決議
- ⑤ 事務局のマニラ設置の決議
- ⑥ 職業訓練センターのインド設置及び調査文献活動センターのベトナム設置の決議

### (4) 日本への期待

アジア・極東地域の諸国にとって、経済分野を中心として、社会、文化、教育、交通、地域開発等の各分野において先進的地位を占めている日本の行政技術(特に地方自治制度、地域開発における地方団体の役割等)は、大きな関心の的であった。したがって、EROPA 関係諸国は、発足準備段階から日本の EROPA 加盟を強く望んでいたばかりでなく、前記のアジア地域行政会議においても、EROPA 正式発足後の第 1 回理事会は日本で開催すること、少なくとも地方公務員研修センターを日本に設置することが参加国全員の強い要請であった。

#### (5) 暫定理事会の開催(昭和 34 年 12 月)

国家会員としての加盟国が 4 か国(オーストラリア、中華民国、フィリピン、ベトナム)にとどまり、EROPA の正式発足をみるに至らない段階で、香港で開催された。

#### (6) 日本の加盟及び EROPA の正式発足(昭和 35 年 12 月)

日本は、新たに国際組織を設立するに当たって慎重な態度をとっていた。その理由は、以下のとおりである。

- ① 国際的な行政研究組織としては、既に国際行政学会(本部・ブリュッセル)があること。
- ② アジア地域における経済・社会開発を目的とする国際機構としては、既にエカフェ、コロンプ・プラン等があること。

しかし、昭和 35 年 12 月 3 日、3 省庁(自治省、外務省、行政管理庁)の共同閣議請議に基づき、国家会員として EROPA に加盟する件について閣議決定が行われるに至った。

その理由は以下のとおりである。

- ③ アジアにおける日本の指導的役割に対する期待が大きいこと。
- ④ 日本の行政水準の向上にも資すること。
- ⑤ 国際親善の向上にも資すること。

EROPA 第 1 回総会(昭和 35 年 12 月 4 日～10 日、マニラ)において、自治大学校長をはじめとする日本政府代表団から日本の加盟に関する意思表示が行われ、その結果、EROPA は、昭和 35 年 12 月 5 日、正式発足をみた。

### 3 EROPA の構成

#### 構 成

国家会員、団体会員及び個人会員の三者によって構成されている。

団体会員資格は、EROPA 地域内の国家又は領域にある団体、協会又はグループで、その目的及び活動が EROPA の目的に合致するものとされている。個人会員資格は、EROPA 地域内の国家又は領域において社会的名声を有する個人で、その職業及び活動が EROPA の利益の増進に寄与するものとされている。また、EROPA 地域外の国家又は領域、団体及び個人で、会員資格を有するものは、それぞれ準国家会員、準団体会員及び準個人会員として加入することができる(ただし、総会の審議に参加する権利は有するが、投票権は有しない)。

#### 国家会員(10 か国)

現在、次の国が国家会員として加盟している。

日本、中華人民共和国、インド、インドネシア、イラン、大韓民国、ネパール、フィリピン、タイ、ベトナム

#### 団体会員

日本では、次の 10 団体が団体会員として加盟している(令和 5 年 1 月現在)。うち、一般財団法人自治総合センター、政策研究大学院大学はネットワーク団体会員(※)である。

一般財団法人自治総合センター、政策研究大学院大学、全国知事会、全国市議会議長会、公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所、日本行政学会、一般財団法人自治研修協会、一般財団法人自治体国際化協会、公益財団法人全国市町村国際文化研修所、公益財団法人市町村職員中央研修所

#### 個人会員

日本では、56 名が個人会員として加盟している(令和 5 年 1 月現在)。うち、ネットワーク個人会員(※)は以下の 9 名である。

縣 公一郎(早稲田大学政治経済学術院教授)  
大森 彌(東京大学名誉教授)  
菊地 端夫(明治大学准教授)  
久邇 良子(東京学芸大学教授)  
小池 治(横浜国立大学大学院教授)  
中邨 章(明治大学名誉教授)  
松並 潤(神戸大学大学院教授)  
原田 久(立教大学准教授)  
益田 直子(拓殖大学准教授)

※ EROPA の活動の中核的役割を担うものとして、個人及び団体のネットワーク会員をおいている。

## 4 EROPA の組織

### (1) 総会(General Assembly)

- 構成** 国家会員、団体会員及び個人会員が集会して構成
- 開催** 執行理事会が決定する場所及び期日において開催、原則として2年に1回
- 機能** 総会の会期中の議長を選挙  
執行理事会によって実施されるべき施策を決定  
執行理事会に対して財政上の指示  
監査役の指名

### (2) 執行理事会(Executive Council)

- 構成** すべての国家会員、国家会員数の3分の1に相当する数の団体会員代表、個人会員代表及び執行理事会の前議長により構成
- 開催** 自ら決定する適当な期日及び場所において開催、原則として毎年1回
- 機能** EROPA の活動に関する一般的管理  
EROPA の各種事業に関する運営手続の決定  
総会の承認を条件とした EROPA の予算の調整及び財産の管理  
総会の議題、期日及び場所の決定  
EROPA の目的達成のために適当と考えられる措置及び活動の実施

### (3) 事務総局(Secretariat General)

- 設置場所** マニラ(フィリピン)
- 事務総長** アレックス・ブリリアント・ジュニア(Alex Brillantes Jr.)  
2021年にオンラインで開かれた執行理事会で承認を受け、第5代事務総長に就任  
(歴代事務総長)
- 第1代(1960-1981) ラモス氏(Prof. Carlos P. Ramos)
- 第2代(1982-1995) ド・グズマン氏(Dr. Raul P. de Guzman)
- 第3代(1996-2010) サント・トーマス女史(Prof. Patricia A. Santo. Tomas)
- 第4代(2011-2020) オーランド・メルカド(Dr. Orlando S. Mercado)

### (4) 専門センター(Technical Centers)

- ① 研修センター(Training Center ニューデリー・インド)
- ② 地方行政センター(Local Government Center 東京・日本)
- ③ 開発経営センター(Development Management Center 京畿道・韓国)
- ④ 人材育成研究センター(Human Resource Research Center 北京・中国)
- ⑤ 政策研究センター(Policy Studies Center ジャカルタ・インドネシア)

## 5 EROPA の活動

### (1) 定例会議の開催

EROPA の目的を推進するため、総会及び執行理事会が定期的開催される。

### (2) 分科会(Session)の開催

EROPA の目的に沿うテーマについて、分科会が開催される。分科会は前記の定例会議と併せて開催されることが多い。

学者及び行政官から報告者を指定し、これらの報告者が報告書原案を作成、分科会における討議・調整を経て、最終的に取りまとめるという手順により進められるのが通常である。

なお、分科会の成果は、EROPA 報告として関係国政府に対して送付されるとともに、編集の上、EROPA 刊行物として出版される。

(参 考) 直近5年間の EROPA 会議開催状況(総会及び執行理事会欄の数字は、回数を表す)

年	月	開催国	総会	執行理事会	会議テーマ
17	9	韓 国	26	63	持続可能な開発目標を達成するための公共ガバナンスの役割：変革、能力強化、ネットワーク構築
18	9	インドネシア		64	世界的メガトレンドと行政の役割：人材、公共サービス、制度、倫理
19	9	フィリピン	27	65	行政の未来：地域を越えたレジリエンス、平等、持続性の再考
21	8	タ イ	28	66	コロナ渦における行政の包括的成長；説明責任・義務・デジタル改革
22	9	ネパール		67	コロナ渦におけるガバナンスと行政：グローバルな変化に対処するための学習、革新、改革

※20 年会議について新型コロナウイルス感染症のため 21 年に延期されタイ主催によるオンラインで実施

### (3) 出版活動

#### ① The EROPA Bulletin の発行

EROPA の活動及び EROPA 地域における行政の向上に関することについて取り上げた機関誌(The EROPA Bulletin)を1年に2回発行している。

#### ② The EROPA Journal (The Asian Review of Public Administration) の発行

### (4) その他

「Carlos P. Ramos Award」賞 (Best Paper 賞) の選出、EROPA ホームページの刷新による情報発信の強化等を行っている。

## 6 EROPA に対する日本の援助協力

総務省は、EROPA 関係事務について関係省庁間の取りまとめに当たっているほか、EROPA に対し、以下のような援助協力を行っている。

### (1) 定例会議等の東京での開催

昭和 36 年 執行理事会、研究会  
昭和 39 年 執行理事会、研究会  
昭和 48 年 総会、執行理事会、研究会  
昭和 57 年 執行理事会  
昭和 62 年 研究会 (EROPA 東京国際セミナー'87)  
平成 7 年 総会、執行理事会、研究会  
平成 11 年 研究会 (EROPA 地方行政センター主催シンポジウム)  
平成 25 年 総会、執行理事会、研究会

### (2) 地方行政センター (Local Government Center) の設置

第 2 回総会 (昭和 37 年 10 月、バンコク) における要請決議にこたえ、日本が EROPA に加盟した目的を一層確実に実現するため、昭和 39 年 10 月 1 日に発足させた。

施設については自治大学校の既存施設を利用し、代表者 (所長) は自治大学校長が兼ね、事務は自治大学校職員が処理している。

その事業は、以下のとおりである (EROPA 地方行政センター組織規程より)。

- ① EROPA 加盟国の地方行政制度及びその運用に関する資料の収集、編集及び保存、調査及び研究並びにその成果の刊行に関すること。
- ② EROPA 加盟国の公務員に対する研修の実施に関すること。
- ③ EROPA 会議への派遣に関すること。
- ④ EROPA の活動推進及び会員相互の情報共有を図ること。

### (3) 地方自治研修の実施

地方自治研修は、EROPA から日本政府への要請に基づき、日本政府の海外技術援助事業の一環として創設され、国際協力機構 (JICA) と総務省自治大学校の共催で運営している。

### (4) EROPA 事務総局に対する職員派遣

昭和 49 年 8 月～昭和 53 年 8 月 (4 年間)  
事務総局次長として派遣  
人件費は、日本政府が負担

### (5) 補助金のあっせん

昭和 47 年度以降昭和 56 年度まで、毎年度にわたり研究会の開催又は研修の実施に要する経費に関し、補助金のあっせんを行った。

(参 考) 補助金あっせんの実績

昭和 47～49 年度	アジア外務研修(第 4 回～第 6 回)	万博記念協会 (旧 (独) 日本万国博覧会記念機構)
49～50	発展途上国における公営企業問題	
51	アジア開発戦略と公企業の役割	万博記念協会 (旧 (独) 日本万国博覧会記念機構) 約 4 万 5 千ドル (約 1 千万円)
52	行政の再評価	
53～54	農村部の開発	
55～56	農村部開発に関するマネジメント	万博記念協会 (旧 (独) 日本万国博覧会記念機構) 7 千 500 ドル (約 200 万円) (財)自治総合センター 1 万 5 千ドル (約 370 万円)

また、上記のほか、日本において総会、執行理事会、セミナーが開催された年度には、万博記念協会(旧 (独) 日本万国博覧会記念機構)、自治総合センター等から、これらの会議の開催又は研修の実施に要する経費に関し、補助金のあっせんを受けた。



## 7 EROPA 地方行政センターの活動

EROPA 地方行政センターでは、以下の活動を行っている。

### (1) EROPA 定例会議等の出席

EROPA 総会、執行理事会及び研究会に出席し、EROPA の活動、運営に協力するとともに、EROPA 地方行政センターにおける活動報告、研究論文の発表を行っている。

### (2) 地方自治研修の実施

地方自治研修は、毎年、アジア・太平洋地域を中心とした発展途上国において地方行政を担当する国又は地方公共団体の中堅幹部公務員 15 名程度を対象に、地方行政及び地域振興等の講義、実地研修、視察、論文作成などの内容で実施している。

昭和 39 年 10 月、地方行政センターの発足と同時に実施された第 1 回以来、令和 4 年度までに 57 回実施され、66 か国 654 名に達している。

対象国は、発足の経緯もあって EROPA 加盟国が中心となっている。

### (3) 自治大大学校視察の受入れ

自治大大学校では、随時海外からの公務員を受け入れて半日又は 1 日の研修を実施している。

### (4) 出版事業(コンパラティブ・スタディの刊行)

コンパラティブ・スタディとは、正式名称を「Comparative Studies of Public Administration」(「行政に関する比較研究」)といい、1984 年の第 1 巻刊行以来、おおむね 2、3 年に 1 冊の割合で刊行している論文集である。

これは、EROPA 加盟国をはじめとする各国の地方行政の制度・施策の「比較研究」を行うことにより、加盟諸国の地方行政の発展に寄与しようとするものであり、EROPA 加盟国、国内 EROPA 会員、総務省、関係団体、地方公共団体、研究者等に配布している。

#### (参 考) 過去の刊行実績

- 第 1 巻 「アジア太平洋諸国の地方行政の比較研究」(昭和 59 年度)
- 第 2 巻 「公務員研修制度の比較研究」(昭和 61 年度)
- 第 3 巻 「人口減少地域の振興における地方政府の割合」(平成 2 年度)
- 第 4 巻 「地方行政における住民、民間団体、公共団体の役割」(平成 4 年度)
- 第 5 巻 「行政における人材開発」(平成 6 年度)
- 第 6 巻 「行政改革：地方行政における新たな概念と実践」(平成 10 年度)
- 第 7 巻 「地方の統括と国家の発展」(平成 13 年度)
- 第 8 巻 「行政改革と NPM ～アジア・太平洋地域を展望して～」(平成 16 年度)
- 第 9 巻 「市民社会と地方自治」(平成 18 年度)
- 第 10 巻 「ストレス下のローカルガバナンス：財政削減と拡大する政府への公的要求」  
(平成 21 年度)
- 第 11 巻 「地方分権時代における総合的な人材育成」(平成 24 年度)
- 第 12 巻 「地方自治の質の強化：制度化、能力開発、政府間関係」(平成 27 年度)
- 第 13 巻 「進展する技術革新と世界化する不確実性の地方行政」(令和 2 年度)

### (5) 地方自治テキスト(英)の発刊

毎年、地方自治研修の実施に合わせて、日本の地方自治制度に関する英文テキストを発刊し、同研修の研修員等に配布している。



### Ⅲ EROPA 憲章及び同施行規則



# EROPA憲章

2003年10月改正

**第1条** 行政に関するアジア・太平洋地域機関(EROPA)は、行政の研究及び実践並びに地位の向上を通じて、地域の社会経済の発展を促進するために設立された。EROPAは、効率的・効果的・倫理的な公共サービスに対する革新的取り組みに関する情報や意見を交換する場を提供する。

**第2条** EROPAは、1960年12月4日から10日までフィリピンで開かれた第1回総会において正式に構成され、憲章を修正のうえ採択した。

**第3条** 執行政理事会は、国名及び領域を明示することにより、EROPA地域を定めることができる。また、必要に応じて、同様の方法によりEROPA地域を再定義することができる。このEROPA地域の決定は、総会の承認により効力を発揮する。

**第4条** EROPAの一般的目的は、本地域に属する国々の異なる文化的・社会的価値に配慮しつつ以下のことを達成する。

- a. より高度な行政サービスを提供するために、一層効果的な行政制度及び行政運営の実施を促進すること
- b. 効果的・効率的な行政の重要性と価値についての認識を高めること
- c. 行政に関する研究を促進・発展させること
- d. 行政に関心のある組織及び個人に対し、協力、連絡、理解の促進を図ること
- e. 特に上級及び中級管理者層のリーダーシップ及び管理能力の向上を図ること

**第5条** EROPAは、第4条に掲げる目的を達成するため、次の手段を講ずることができる。

- a. 国際会議または地域内会議の開催
- b. 研究の実施及び研究論文、雑誌の出版
- c. 情報発信センターの設立及び維持、交換文書の配布
- d. 調査研究及び文書作成に関する委員会の設立
- e. 行政に関する他の国際機関との連携及び連絡
- f. 教育、訓練の実施
- g. 専門的な研修所の設立
- h. EROPA支部局の設立
- i. 行政関係の実務者、学識者及び学生の交流プログラムの設立
- j. EROPAの運営資金を確保するための基金の設立

**第6条** 投票権をもつEROPA会員は、次のものをもって構成する。

- a. 国家会員
- b. 団体会員
- c. 個人会員

投票権のない会員は、次のものをもって構成する。

- a. 準会員
- b. 名誉会員

**第7条** 地域内のいかなる国も、国家会員として EROPA に加入し、EROPA の連絡拠点となる機関を指名することができる。

**第8条** EROPA 地域内の国家にある団体、協会、研究機関又は学会で、その目的及び活動が EROPA の目的に合致するものは、団体会員として加入する資格を有する。これには、地方政府、政府系企業、法定機関、行政運営協会、専門家組織、NGO、その他の民間組織が含まれる。

**第9条** EROPA 地域内の国家にいる個人で、その職業及び活動が EROPA の利益の増進に寄与するものは、個人会員として加入する資格を有する。

**第10条** EROPA 地域外の国家、団体及び個人で、第7条、第8条及び第9条に規定する国家会員、団体会員及び個人会員の加入資格を有するものは、それぞれ準国家会員、準団体会員及び準個人会員として EROPA に加入する資格を有する。各準会員は、総会の審議に参加する権利を有するが、投票権を有しない。

**第11条** 名誉会員は、EROPA 又は EROPA 地域における行政に多大な貢献をした個人から選考される。

**第12条** 国家会員、団体会員、個人会員及び準会員への加入申請は、事務総長宛ての申請書を提出することによっておこなわれる。申請書は、その時々執行理事会によって決定される形式及び記載事項に沿ったものとする。事務総長は、すべての申請書を次の執行理事会に提出しなければならない

**第13条** 名誉会員の指名は、執行理事会の構成員又は事務総長により行われる。

**第14条** 国家会員及び名誉会員の加入の承認は、執行理事会の推薦に基づき、総会に出席し、かつ投票する会員の半数以上の多数決と、半数以上の国家会員の承認によるものとする。ただし、総会は、執行理事会の推薦に基づき、総会に出席し、かつ投票する会員の半数以上の賛成と、半数以上の国家会員の承認により、この地域内の非会員国家に対し、国家会員となるよう招請することができる。招請の決議がされた国の加入については、次の総会前に開かれる執行理事会が正式の加入申請を受理した日に効力を生ずる。その他の会員は、執行理事会の決定により加入を承認されるものとする。

**第15条** 国家会員は、国家会員資格の下で EROPA の会員とみなされる 3 団体以内の機関及び行政にかかわる 10 人以内の研究者又は実務者を 2 年の任期で指名することができる。これらの機関及び個人は、その国家が会員である間は、会費の支払を免除されるが、総会における投票権は有しない。

**第16条** 執行理事会の推薦に基づき、総会は、それぞれの会員内に階級を設け、年会費の額を決定することができる。

**第17条** 執行理事会は、年会費の支払を管理する規則をつくることができ、3 年間連続して未払の会員に対して適当な措置を講ずることができる。

**第18条** 効果的な行政運営を促進するために、執行理事会は、次に掲げる専門センターの調整を行う権限を有する。

- 開発経営センター
- 研修センター
- 地方行政センター
- 執行理事会の推薦に基づき、総会の同意を経てその時々設立されるすべての施設及び事業

**第19条** EROPAの開発経営センター、研修センター、地方行政センター、その他の同様の専門センターは、その運営に関し高度な自主性を有する。センター長は、個人や機関からの補助金要請等、センターを強化するために必要な措置を講ずることができる。

**第20条** 執行理事会は、上記センターを EROPA センターとして認知するための申請手続や、各センターの監視を伴う連携に関する、規則や要綱を制定することができる。

**第21条** すべての会員は、未払い金の清算をした上で、事務総長に文書で通知することにより、EROPAから脱退することができる

**第22条** 2年間会費を支払っていない会員は、活動停止とみなし、EROPA 会員の名簿から名前が削除される。但し、適切な会費の納入により、会員としての活動は再開される。

**第23条** その行動が EROPA の目的と合致しないすべての会員は、執行理事会の指摘により、その会員資格を無効とすることができる。その決定は、総会に出席し、かつ投票するすべての会員の3分の2以上の賛成と半数以上の国家会員の承認によりおこなわれる。

**第24条** 総会は、執行理事会の議長の招集により国家会員、団体会員及び個人会員が集会して構成される。総会は、執行理事会が決定する適当な場所において、通常2年に1回執行理事会が定める日に開催される。臨時総会は、執行理事会による招集又は半数以上の国家会員による特別な要請があった場合に開催される。

**第25条** 事務総長は、6ヶ月前には、総会が開催される場所及び日時について、全会員に周知するものとする。特殊な状況において総会が開催され、これが実行不可能な場合においても、最低90日前には周知するものとする。

**第26条** 総会は、組織活動の全般的運営のため、組織の事務を管理し、方針を決定し、要綱の制定を執行理事会に対して要求することができる。また、次にあげる権限を有する。

- a. 執行理事会の幹部の承認
- b. 国家会員、団体会員、個人会員、準会員、名誉会員の加入の承認
- c. 監査報告を含め、執行理事会からの報告書を修正し、または未修正のまま、受理し、採択すること
- d. 事務総長の指名の承認
- e. 理事会によって推薦される予算及び業務計画の承認
- f. 適切だと考えられるサービス及び専門センターの設立、維持

**第27条** 総会は、総会会期中の議長及び副議長を選挙する。

**第28条** EROPA 憲章に記されていない場合、総会におけるすべての疑問点は、出席し、かつ投票する会員の絶対多数と半数以上の国家会員の承認で決定される。各国家会員は10票、団体会員は2票、個人会員は1票もつ。

**第29条** 総会が成立するには、国家、団体、個人会員の各会員が出席していなければならない。定足数は、国家会員の半数以上及び団体会員と個人会員の合計が10名以上とする。

**第30条** EROPA の活動運営は、総会の指示のもと、次により構成される執行理事会が管理する。

- a. すべての国家会員
- b. すべての国家会員の3分の1に相当する団体会員代表
- c. すべての国家会員の3分の1に相当する個人会員代表
- d. 執行理事会の前議長

**第31条** 準会員は、執行理事会の会議における議論に参加する代表者を指名することができる。この参加者は、投票権を有しない。

**第32条** 執行理事会において、同国参加者は3人を超えてはならない。

**第33条** 団体会員及び個人会員の代表者は、その各々の会員の間で、総会中に無記名投票により出席会員の絶対多数で選出されるものとする。投票数が同じだった場合、総会の議長が決定権を有する。各会員の代表者の代役についても、同様の方法により選出され、代表者が執行理事会の会員として継続できない事由が発生した場合に、代わりに執行理事会の会員となる。

**第34条** すべての国家会員は、EROPA 執行理事会に出席する国家会員代表を正式に指名しなければならない。指名の信任状は、直接事務総長に送付しなければならない。これに応じ、事務総長は、理事会が始まる前にこの信任状について執行理事会に報告しなければならない。

**第35条** 各団体会員は、執行理事会への代表者となる団体会員の選挙に参加する、総会への正式代表者を指名しなければならない。関係団体会員は、国家会員代表の指名と同様、事務総長宛の信任状によって、執行理事会への団体会員代表者を指名するものとする。

**第36条** 執行理事会は、同理事会内において、議長と3人の副議長を理事の中から選挙する。議長の任期は再選なしで2年間であり、副議長は2年間の任期に加えて、2期目の再選が可能である。

**第37条** 執行理事会の議長は、総会及び執行理事会の決定事項の執行について監督責任を有する。

**第38条** 3人の副議長は、議長を補佐し、議長が職務を遂行できないときは、うち1人が、その職務を代行する。

**第39条** 理事会の議長及び3人の副議長がそれぞれの政府から信任された EROPA 代表でなくなるときは、その地位から退き、個人会員として継続していくことになるが、残りの任期期間に EROPA 個人会員として会費を払う必要はない。また、当該政府は速やかに



後任を指名すること。

**第40条** 執行理事会は、次の責任を有する。

- a. EROPA の活動の全体的方向性を決定する
- b. 総会を開催し、総会の議題、期日及び場所を決定する
- c. 監査報告を含む前年度の監査済み会計報告書及び 2 年間分の予算を総会に提出する
- d. 前年度の EROPA の活動報告を提出し、次年度の業務計画案を総会に提出する
- e. 総会から要請があるか若しくは総会での議論に適合すると思われるレポートを提出する
- f. 総会に、事務総長の候補者を推薦し、事務総長に関する報酬等の雇用条件を決定する
- g. 組織を代表して文書に署名する者を指名する
- h. EROPA の目的を達成するために必要又は適切だと考えられる措置を講じる

**第41条** 執行理事会は、原則として、毎年 1 回、自ら決定する適当な期日及び場所において開催される。事務総長は、執行理事会に出席するが、投票権を有しない。

**第42条** 投票権を行使するために、執行理事会の会員は、執行理事会開催時において活動中の会員でなくてはならない。

**第43条** 出席し、かつ投票する会員の 3 分の 2 以上の賛成によるものとし、最低賛成 6 票を必要とする。

**第44条** 喫緊の課題で執行理事会を開催している時間がない場合、議長は、執行理事会で決定されたのと同じ効力をもつ決定を、通信を用いてすることができる。議長の提案は、執行理事会の 3 分の 2 以上の意見の一致で承認される。議長は、執行理事会の各会員に対して、提案に対する回答期限を 30 日以上与えなくてはならない。

**第45条** EROPA 事務局は、マニラ若しくは総会で決定された場所に置くこととする。

**第46条** 事務総長は、執行理事会により指名され、総会において承認される。事務総長は、執行理事会に責任があり、事務局が設置された国に居住するものとする。

**第47条** すべての国家会員、団体会員、個人会員は、EROPA 事務局の移転を執行理事会に提案することができる。その際、以下のことについての詳細な説明が必要である。

- a. 移転が EROPA にもたらす利益や便宜
- b. 移転費用の見積もりと初期費用
- c. 年間運営費用と EROPA 活動に必要な経費
- d. 移転先で EROPA と会員が利用できる資源、サポート、アクセスについて  
事務局の移転は、執行理事会の推薦に基づき、総会で出席者の 3 分の 2 以上の賛成と半数以上の国家会員の投票により決定される。但し、移転候補地は、投票権を有さない。

**第48条** 事務総長の職務は次の通りである。

- a. 事務局の活動及び日常業務の管理
- b. EROPA の会計責任者及び執行理事会及び総会の幹事
- c. 総会及び翌年度の執行理事会の開催場所の交渉
- d. EROPA 会計の維持
- e. 毎年、執行理事会に対して、前年度の監査済み会計報告書、2年間分の予算、前年度の活動報告、次年度の業務計画書の提出
- f. EROPA 会員国の専門センター等との連携
- g. 連絡及び通信の取扱い
- h. EROPA の出版物の発行
- i. 総会及び執行理事会において必要とされる業務の実行

**第49条** 事務総長は、事務総長の職務を補佐する事務局職員を任命することができる。

また、専門職員については、事務総長の推薦に基づき、執行理事会議長が任命する。

**第50条** EROPA の財源は、次のものをもって構成される。

- a. 会員の会費及び国家からの補助金
- b. EROPA の提供するサービスに対する対価
- c. 出版物販売から得た収入
- d. 寄付、遺贈又は個人及び団体からの補助金
- e. EROPA 基金や寄付基金の投資収入

EROPA の財源は、組織の目的を果たすことのみで使用される。

**第51条** EROPA の会計年度は、7月1日から翌年6月30日までとする。

**第52条** EROPA の会計は、執行理事会の推薦に基づき、総会から指名を受けた監査人により一年に1度、監査されるものとする。監査人の報酬は、執行理事会により決定される。

**第53条** 執行理事会は、EROPA 憲章を実施し、組織の目的を達成するために、総会に報告することを条件に EROPA 憲章の枠内で規則を制定することができる。

**第54条** 現行の憲章は、執行理事会の提案又は国家会員の過半数の要求に基づき、総会において改正することができる。いずれの会員も、改正案を執行理事会に提出することができる。改正は、国家会員の半数以上、及び、総会出席者の総投票数の3分の2以上の賛成によって採択されるものとする。

**第55条** EROPA の解散は、執行理事会により、この目的のために招集された総会において、国家会員及び団体会員の総数の3分の2以上、及び、総会出席者の総投票数の4分の3以上の賛成によって決定する。

**第56条** 解散した場合、EROPA の財産は、総会の決定に従い、EROPA と同様の目的をもつ組織又は EROPA の目的に合致すると考えられるものに対して配分されるものとする。

# EROPA憲章施行規則

2006年11月改正

## 第1章 会員

**第1条** 地域内のいかなる国も、行政に関するアジア太平洋地域機構（EROPA）の事務総長宛の申請書を提出することによって、国家会員として EROPA に加入することができる。事務総長は、この申請書を執行理事会の措置を求めるため、次の会議に提出しなければならない。理事会は、総投票の3分の2以上の賛成により、当該申請を次期総会で承認するよう勧告するものとする。また、国家会員は、EROPA との連絡拠点となる機関を指名することができる。

**第2条** 執行理事会は、国名及び領域を明示することにより、EROPA 地域を定めることができる。また、必要に応じて、同様の方法により EROPA 地域を再定義することができる。この EROPA 地域の決定は、総会の承認により効力を発揮する。

**第3条** EROPA 地域内の国家又は領域にある団体、協会又はグループで、その目的及び活動が EROPA の目的に合致するものは、団体会員として加入する資格を有する。

**第4条** EROPA 地域内の国家又は領域において社会的名声を有する個人で、その職業及び活動が EROPA の利益の増進に寄与するものは、個人会員として加入する資格を有する。

**第5条** EROPA 地域外の国家又は EROPA 地域外の国家若しくは領域の団体及び個人で、（憲章）第8条、第9条及び第10条に規定する国家会員、団体会員又は個人会員の加入資格を有するものは、それぞれ準国家会員、準団体会員又は準個人会員として EROPA に加入する資格を有する。

**第6条** 団体又は個人は、事務総長宛の申請書を提出することによって、団体会員又は個人会員として加入を申請することができる。団体会員の加入申請書には、申請者の簡単な紹介又は履歴を添付しなければならない。事務総長は、団体会員及び個人会員のすべての加入申請書を、関係書類とともに、次の執行理事会に提出しなければならない。この条の規定は、準団体会員及び準個人会員について準用する。

**第7条** 「団体」とは、行政の向上の研究を主要目的とする国家組織、研究所、学校、協会又は学会に適用される。また、これは、公企業又は法で定められた機関とともに、地方政府及び地方機関にも適用される。

**第8条** 団体会員の部門は、次のように分類される。

- a 通常団体会員 I 援助機関からの収入又は補助金若しくは寄附金による収入以外の収入源を有しない地域内の団体
- b 通常団体会員 II 予算の全部又は一部が直接の徴税、料金の徴収又はサービスや製品の売り上げである地域内の政府関係団体

- c 準団体会員Ⅰ 援助機関からの収入又は補助金若しくは寄附金による収入以外の収入源を有しない地域外の団体
- d 準団体会員Ⅱ 予算の全部又は一部が直接の徴税、料金の徴収又はサービスや製品の売り上げである地域外の政府関係団体
- e 準団体会員Ⅲ 準団体会員となることを承認された地域外の国家
- f 名誉準団体会員Ⅰ 民間及び経済部門に属している組織
- g 名誉準団体会員Ⅱ 民間及び経済部門に属している地域外の組織

**第9条** 名誉会員の指名は、執行理事会の構成員又は事務総長により行われる。名誉会員は、投票権を有さない。

## 第2章 総会

**第1条** 総会は、執行理事会の議長の招集により国家会員、団体会員及び個人会員が集会して構成される。総会は、通常2年に1回、執行理事会が決定する適当な場所において執行理事会が定める日に開催される。また、総会は、臨時総会又は国家会員の半数以上の特別の要請があった場合にも開催されるものとする。

**第2条** 総会は、総会会期中の議長及び副議長を選挙する。

**第3条** 総会は、執行理事会によって実施されるべき政策を決定し、また執行理事会に対し財政上の指示を行う。

**第4条** EROPAの会計は、総会によって指名される監査役によって毎年監査される。

## 第3章 執行理事会

**第1条** 執行理事会は次の者をもって構成する。

- a すべての国家会員
- b すべての国家会員の数の3分の1に相当する数（小数点四捨五入）の団体会員代表
- c 個人会員代表
- d 執行理事会の前議長

団体会員及び個人会員の代表は、その各々の会員の間で、総会開会中に無記名投票により出席会員の絶対多数で選出されるものとする。絶対多数が得られない場合は、再投票し、単純多数で選出するものとする。同数の場合は、総会の議長が決定の票を投ずるものとする。

**第2条** 執行理事会は、EROPAの全活動を指揮する。具体的に、執行理事会は次の権限を有する。

- a EROPAの活動の方向性の決定
- b EROPAの各種事業に関する運営手続の決定

- c 総会の承認を条件とした EROPA の予算の調整及び財政の管理
- d 議会の議題、期日及び場所の決定
- e EROPA の利益のために適切と考えられる措置の実施

**第 3 条** 執行理事会は、その構成員の中から選挙によって、議長、第 1 副議長、第 2 副議長及び第 3 副議長を選出するものとする。議長及び副議長の任期は 2 年とし、議長は再選なし、副議長は 1 期 2 年のみ再選可能とする。

**第 4 条** すべての国家会員は、EROPA 執行理事会に出席する国家会員代表を正式に指名しなければならない。指名の信任状は、直接事務総長に送付しなければならない。これに応じ、事務総長は、この信任状について執行理事会に報告しなければならない。

**第 5 条** 理事会の議長及び 3 人の副議長がそれぞれの政府から信任された EROPA 代表でなくなるときは、個人会員の地位に引き続きとどまるものとする。この場合において、各国政府は、速やかに代表を指名しなければならない。

**第 6 条** すべての団体会員は、執行理事会への代表者となる団体会員の選挙に参加する、総会への正式代表者を指名しなければならない。関係団体会員は、国家会員代表の指名と同様、事務総長宛の信任状によって、執行理事会への団体会員代表者を正式に指名するものとする。また、国家会員に係る資格、資格の喪失及び交代に関する規定は、団体会員について準用する。

**第 7 条** 執行理事会において、同国参加者は 3 人を超えてはならない。

**第 8 条** 執行理事会の議長は、執行理事会及び総会の決定事項の執行について監督責任を有する。

**第 9 条** 3 人の副議長は、議長を補佐し、議長が職務を遂行できないときは、うち 1 人が、その職務を代行する。

**第 10 条** 執行理事会は、原則として、毎年 1 回、自ら決定する適当な期日及び場所において開催される。事務総長は、執行理事会に出席するが、投票権を有しない。

**第 11 条** 執行理事会の決定は、出席し、かつ投票する会員の 3 分の 2 以上の賛成によるものとし、最低賛成 6 票を必要とする

## 第 4 章 事務総長

**第 1 条** 事務総長は、執行理事会により指名され、総会によって承認される。

**第 2 条** 事務総長は、執行理事会に対し、次の事項について責任を負う。

- a 事務総局の活動の管理
- b 執行理事会の決定及び指示の執行
- c 次の専門センターに係る調整
  1. 開発経営運営センター
  2. 研修センター
  3. 地方行政センター

- 4. 会議・集会部
- 5. その他設立される施設及び事業
- d 総会の会議の準備
- e 総会の会議の管理
- f EROPA に係る通信及び連絡
- g 毎会計年度末における EROPA 活動に関する詳細な報告書の提出
- h 翌年度の事業計画の提出

**第 3 条** 事務総長及び事務総局次長は、必ず事務総局が設置されている国に居住しなければならない。

**第 4 条** 事務総長は、EROPA 会計の権限を有する。この権限において、事務総長は、執行理事会に対し、次の事項について責任を負う。

- a 前会計年度の会計報告を執行理事会の年次会議に提出すること。
- b 隔年の総会の会議に先立ち、次の 2 年間の予算案を、承認を得るため執行理事会に提出すること。
- c 定例監査報告を提出すること。

**第 5 条** 事務総長は、事務総長補佐、書記その他事務局の職員を任命する。専門職員は、事務総長の推薦に基づいて執行理事会の議長が任命する。

**第 6 条** 事務総長は、次の年に開催される執行理事会及び総会の会議の場所を交渉するため、措置を講ずるものとする。

## 第 5 章 センター

**第 1 条** 良質な公共行政及びガバナンスの遂行を推進するために、総会は、執行理事会の勧告を受け、次の専門センターを設立した。

- a 開発経営運営センター
- b 研修センター
- c 地方行政センター

**第 2 条** 新たな施設及び事業は、執行理事会の勧告を受け、総会により設立されるものとする。

**第 3 条** 各センターは、その運営に関し高度な自主性を有し、各センターの所長は、それぞれのセンターを強化するために必要な措置を講ずることができる。

## 第 6 章 財源

**第 1 章** EROPA の財源は、次のものをもって構成される。

- a 会員の会費及び国家からの補助金

- b EROPA の提供するサービスに対する対価
- c 出版物販売から得た収入
- d 寄附及び遺贈
- e EROPA 基金や寄付基金の投資収入
- f その他の収入

**第 2 条** 会員から徴収する会費の最低額は、総会が決定する。会費は、毎会計年度の初めに執行理事会が指定する通貨で払い込むものとする。EROPA の会計年度は、7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までとする。

## 第 7 章 分担金

**第 1 条** 執行理事会の勧告に基づいて総会が別段の決定をしない限り、国家会員、団体会員及び個人会員の年間分担金の最低額は、次のとおりとする。

国家会員	3,300 米ドル／4,125 米ドル／4,950 米ドル
通常団体会員 I	165 米ドル
通常団体会員 II	275 米ドル
個人会員	21 米ドル
準団体会員 I	220 米ドル
準団体会員 II	1,100 米ドル
準団体会員 III	5,500 米ドル
名誉準団体会員 I	550 米ドル（入会金 1,100 米ドル）
準個人会員	21 米ドル

**第 2 条** 個人会員の年間分担金に係る第 1 条の規定にかかわらず、個人会員は、会費の支払に関する次の 3 つの選択肢の中から一つを選ぶことができる。

5 年間会員	105 米ドル
10 年間会員	210 米ドル
終身会員	420 米ドル

## 第 8 章 脱退

**第 1 条** 各会員は、すべての未払債務を精算した後、事務総長宛に文書で通告し、EROPA から脱退することができる。

## 第9章 憲章の改正

**第1条** 現行の憲章は執行理事会の提案又は国家会員の過半数の要求に基づき、総会において改正することができる。その他の会員は、改正案を執行理事会に提出することができる。改正は、国家会員の半数以上、及び、総会出席者の総投票数の3分の2以上の賛成によって採択されるものとする。

## 第10章 その他

**第1条** 当規則のいずれかの条項又は一部が効力を失った場合、失効したものはもともと存在していないものとし、残りすべての規則の効力に影響を与えないものとする。